

2019年5月20日

お客様各位

農業化学品事業部 営業本部
営業企画部ラウンドアップグループ

除草剤ラウンドアップに関する米国カリフォルニア州裁判所での評決について

平素は弊社ラウンドアップマックスロード製品シリーズをご愛顧くださり誠にありがとうございます。

去る2019年5月13日、米国カリフォルニア州裁判所は米国モンサント社の除草剤「ラウンドアップ」を使用したことが原因でがんを発症したとして、ドイツ・バイエル社の子会社である米国モンサント社に損害賠償金の支払いを命ずる陪審員評決を下しました。これに対し同社は上訴する意向を明らかにしています。

本訴訟は2015年3月に国連の世界保健機関（WHO）の下部組織である国際がん研究機関（IARC）が、ラウンドアップの有効成分であるグリホサートをグループ2A（ヒトに対しておそらく発がん性がある）に分類したこと等に基づいて起こされたものと思われま

す。IARCの評価は、公表されている限られた文献情報に基づき、物質や環境等の因子に発がん性があるかどうかという「根拠の強さ」を示すもので、物質の発がん性の強さや暴露量に基づくリスクの大きさを示すものではありません。グループ2Aには、美容師や理容師など一般的な職業や、赤肉、65℃以上の熱い飲み物なども含まれています。

一方、農薬の国際基準の設定のためにリスク評価を科学的に行っている国連のFAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）はIARCの発表後グリホサートの再評価を実施し、2016年5月に「食を通じてグリホサートがヒトに対して発がん性のリスクとなるとは考えにくい」と発表しました。

また2018年5月にはWHOがIARCに対してJMPRやFAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）によって評価された化学物質について、IARCでの評価を行うことは混乱を招くと指摘しています。

さらに、日本を含む世界各国の規制当局においてもIARCの発表以降、グリホサートの発がん性を含めた安全性の評価について見解を公表しています。

日本では内閣府食品安全委員会が2016年7月に「神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった」と結論付けた評価書を公表しています。また、欧州では欧州食品安全機関（EFSA）が2015年11月に「グリホサートは発がん性または変異原性を示さず、受精能、生殖、胚発生に影響する毒性を持たない」、欧州化学物質庁（ECHA）が2017年3月に「グリホサートは発がん性物質、変異原性物質あるいは生殖毒性と分類する基準に合致しない」という見解を示しました。さらに、米国では米国環境保護庁（EPA）が2017年12月に「グリホサートはヒトに対して発がん性があるとは考えにくい」と結論付けた評価書案を公表し、その後2019年4月にも「グリホサートは発がん物質ではないことを確認した」という見解を示しました。その他カナダ保健省病害虫管理規制局（PMRA）、ニュージーランド環境保護庁（EPA）、オーストラリア農業・動物用医薬品局（APVMA）も同様

の見解を示しています。

以上より、当社は今回の評決が農薬規制当局の従来の判断に影響を与えるものではないと考えております。

グリホサートを含め農薬に関しては、日本を含む各国の規制当局が、発がん性を含む様々な項目についての適正なガイドラインに沿った多数の試験成績を基に、継続的かつ厳正に審査したうえで使用を認可しています。従いまして、製品ラベルに記載された注意事項を守り、安心してラウンドアップマックスロード製品シリーズをお使いいただきますようお願い申し上げます。

【参考】

世界保健機関：WHO (World Health Organization)。国際連合の専門機関のひとつ。

国際がん研究機関：IARC (International Agency for Research on Cancer)。がんの原因及び予防の研究、がんに関する情報の収集・普及などを目的として設立されたWHO (世界保健機関) の下部機構。

FAO/WHO合同残留農薬専門家会議：JMPR (Joint Meeting on Pesticide Residues)。FAO (国際連合食糧農業機関) とWHOが共同で農薬の残留基準値を決めるために設立。

FAO/WHO合同食品添加物専門家会議：JECFA (Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives)。国際連合食糧農業機関 (FAO) および世界保健機関 (WHO) 下にある科学専門家委員会で、食品添加物や汚染物質、自然毒、動物用医薬品などの安全性評価を行いコーデックス委員会やメンバー国に対して科学的な助言している。

食品安全委員会：国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行うため、2003年7月1日に新たに内閣府に設置された機関。

欧州食品安全機関：EFSA (European Food Safety Authority)。欧州委員会により食品の安全性に関する科学的なリスク評価を行う機関。

欧州化学物質庁：ECHA (European Chemicals Agency)。EU内の化学物質の管理について統一性を持たせることを目的として、化学物質の登録、評価、認可、制限の手続きの運用・調整を行う欧州連合 (EU) の専門機関のひとつ。

米国環境保護庁：EPA (United States Environmental Protection Agency)。人の健康および、大気・水質・土壌などに関する環境の保護・保全を目的とした行政機関。

カナダ保健省病虫害管理規制局：PMRA (Health Canada Pest Management Regulatory Agency) カナダ保健省の支部として1995年に設立された農薬規制を担当する行政機関。

ニュージーランド環境保護庁：EPA (New Zealand Environmental Protection Authority) 環境に影響を与える活動を規制する責任を担っている行政機関。

オーストラリア農業・動物用医薬品局：APVMA (Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) 農薬や動物医薬品などの化学物質及びその製品に対してヒト、動植物、環境を保護するため、安全性及び有効性の科学的評価により規制を行う行政機関。